

入札説明書

令和 8 年 10 月 13 日
新潟県水産海洋研究所

入札に関する説明事項は、令和 8 年度漁業調査船越路丸中間検査及び修繕工事における制限付き一般競争入札について記載したものである。

1 入札に付する事項

- (1) 工事の名称
漁業調査船「越路丸」中間検査及び修繕に係る工事
- (2) 工事の概要
工事仕様書（別紙 1）による。
- (3) 工事契約期間
契約の日から令和 9 年 1 月 21 日（木）まで
ただし、ドックの入渠、出渠の日程については契約後協議することとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

以下の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札実施日において、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む）者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 6 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 船の上下架に際し船体歪み等の損傷が生じないよう、浮きドック若しくは乾ドックにより、船体を水平に保ちながら入出渠を行うこと。
- (7) 日本国内にドック施設が所在すること。
- (8) 県外業者にあつては、ドック期間中の船員の宿泊施設（ドックハウス等）を提供できること。
- (9) 工事のため新潟西港より港外の造船所に回航する場合は、人員手配及び往復の燃料等諸経費は造船所負担とし、引き渡しは本船指定岸壁とすること。
- (10) 過去にほぼ同等以上の規模の船舶（越路丸 112 トン）の検査実績があること。

3 入札に参加する者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 に示した入札参加資格を有することを

証明する書類を下記の通り提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、新潟県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- ア 提出期限 令和8年11月19日(木) 午後5時まで
- イ 提出書類
- 1) 入札参加資格確認申請書：第1号様式
 - 2) 船舶検査実績調書：第1号様式別紙1
 - 3) 誓約書：第1号様式別紙2
 - 4) 申立書：第1号様式別紙3
 - 5) 会社概要
 - 6) 印鑑証明書
 - 7) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - 8) 納税証明書（「税の未納はない」旨記載してあり、申請日前3か月以内に発行されたもの）
 - 9) 法令上許可、指定、登録等（以下「許可等」という。）を必要とする業種にあっては、当該許可等を受けていることを証する書面
 - 10) 財務諸表（申請日直近の年度の貸借対照表及び損益計算書）

ただし、新潟県物品入札参加者名簿中分類「船舶・航空機」に登録している者は、7)から10)の書類を免除する。

なお、海外企業で7)を提出できない場合は、これに代わる公的機関発行の証明書（第三者機関による企業の存在を証明する書類で、証明日から3か月以内のもの）に代えることができる。

- ウ 提出先 新潟県水産海洋研究所 漁業課
- エ 提出方法 持参又は郵送とする。

- (2) 本件入札に参加する者は、工事仕様書（別紙1）、工事契約書（案）（別紙2）及び入札心得書（別紙3）を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、当該工事仕様書等について疑義がある場合は、後記12に定める問い合わせ先に質問し、回答を求めることができる。ただし、入札後、工事仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。また、上記期日までに入札参加申請書が提出されなかった場合は、入札に参加できない。

(3) 審査結果

提出書類に基づき審査を行い入札参加の可否を決定する。審査結果については、令和8年11月24日（火）午後1時以降に後記12まで問い合わせること。

4 入札に関する事項

(1) 入札執行の日時及び場所

- ア 入札日時 令和8年11月27日（金）午前10時
- イ 入札場所 新潟県水産海洋研究所 2階 研修室

(2) 入札及び開札の方法

- ア 落札に当たっては、入札書（様式2）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び

地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書の名義人は本人又は代理人に限る。

ウ 入札者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。また、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 代理人の入札

代理人に入札に関する行為をさせようとする場合、入札執行職員の指示に従い委任状(様式3)を提出しなければならない。この場合、入札書には、代理人の氏名を記入し、委任状の使用印鑑を押印しなければならない。

(4) 入札の方法

入札は、入札執行の日時及び場所において、入札書を封書にして提出すること。

(5) 入札会場の入場

ア 入札会場には入札者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後において、入札会場に入場することができない。

5 入札保証金

契約希望金額(消費税含む)の100分の5以上の額の入札保証金を、入札開始前に県に納入すること。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

6 入札の無効

次の各号に該当する場合は、これを無効とする。

- (1) 本説明書に示した一般競争入札の参加資格のない者のした入札
- (2) 本説明書に示した日時までに入札書が提出されなかった入札
- (3) 委任状の提出がなされていない代理人が行った入札
- (4) 同一競争入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (5) 競争入札参加者又はその代理人が同時に他の競争入札参加者の代理をした入札
- (6) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- (7) 記載事項を訂正したものでその訂正について押印のない入札
- (8) 押印すべき場所に押印のない入札
- (9) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者の入札
- (10) 他の競争加入者の入札参加資格を妨害する行為又は入札執行職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

- (1) 入札に参加した者のうち、予定価格以下の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせて落札者を決定する。

- (3) 落札者が契約者の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。

8 再入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再入札を行うものとする。なお、再入札は1回を限度とする。
- (2) 郵送で入札した者及び初度の入札において無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。
- (3) 再入札においても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低価格をもって申込みをした者と随意契約の交渉を行うことがある。

9 契約に関する事項

- (1) 契約保証金は契約金額（消費税（10%）を加算した額）100分の10に相当する金額とする。ただし、契約保証金の納付は、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号以下「財務規則」という。）第42条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。なお、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。
- (2) 契約の条項は、工事契約書（案）のとおりとし、契約の相手方による作製は不要とする。

10 入札工事に関する現場説明

- (1) 現場説明を希望する者は、事前に下記12へ申し込むこと。希望する者がある場合は、越路丸の運航予定に合わせ希望する者と日程調整を行う。

11 その他

- (1) 本件入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。
- (2) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件工事に関して要した費用については、すべて当該入札者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

12 問い合わせ先

入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-2171

新潟県新潟市西区五十嵐3の町13098番地8

新潟県水産海洋研究所 漁業課

電話番号 025-261-2043（直通）

FAX 番号 025-261-0335